

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

The Labour Year Book of Japan special ed.

第三編 農民運動

第四章 主要地方における農民運動

農民運動は、村または部落の末端におけるその動きを伝えなければ具体的な記録にならない。これまで述べてきた全国的一般的な概況のほか、とくに本章では地方における戦時下農民運動の状況を記すことにするが、残念ながら各府県全部にわたってその資料を見出すことができなかった。比較的詳細な戦時中の資料を集めている数地方にこの記述をかざらなければならなかった。使用した資料は主として府県の農地改革史であるが、北海道や新潟のように戦時下の農民組合の動向や小作争議の推移をくわしく記述してあるものはごく少数である。現在、われわれはほとんど全府県にわたって精粗さまざまな農地改革史の文献を手にすることができるが、戦時下、とくに太平洋戦争下の農民運動の状況に関する資料をかかげたものがきわめて少ないことは、このような運動関係の調査や統計が以前にくらべ非常に困難になったという事情はあったとしても、とにかく遺憾なことといわねばならぬ。

第一節 北海道

小作争議の件数

北海道における近代的農民運動は、一九二〇年ころ、全国的な運動の一環として発生し、大正末期より昭和恐慌期にかけて最盛期をむかえ、蜂須賀農場争議はじめ全国的意義を有する大規模な長期農民闘争が各地でたたかわれた。これらは多く、全国農民組合(全農)などの組織的指導のもとで行なわれた争議であるが、日中戦争、とくに太平洋戦争勃発後は、全農など階級的農民団体が官憲の圧力により解散せしめられ、社会主義的ないし自由主義的活動分子は逮捕されたり嚴重な監視のもとにおかれて運動の指導は不可能となった。しかし、このようにきびしい戦時下にも、北海道の農民は地主の土地取上げに反対し、高額小作料の引下げを要求するなど、その規模は小さく、散発的であるとはいえ、対地主抗争を決して止めたのではなかった。以下は主として「北海道農地改革史」上巻に載せられている林善茂稿「北海道における小作争議の変遷」によりつつ、この時期の農民運動の推移を記録することにする。

一九三七年から四四年にいたる戦時中の北海道における小作争議件数をみると(第12表)、つぎの点が注目をひく。すなわち、日中戦争開始後一九四二年までは、争議件数が逐年減少していった。これは、弾圧政策とならんで、農地調整法・小作料統制令等にもとづく政府の小作争議対策が一定の効果を現わして来たことを示している。しかしそれにもかかわらず、四三年よりふたたび争議が増加しはじめたのは、食糧事情が悪化する中で、地主が自耕を目的に小作地を引き上げるケースが増大し、これに対し生活を守るためには、政府の強い「自粛」要請にもかかわらず、争議手段に訴えても土地取上げ反対に立ちあがらねばならなかった小作人のぎりぎりの抵抗が増大していったことを示している。戦時中の小作争議件数はそれ以前にくらべて減少したと同時に、大戦が末期に近づくにつれて争議の規模はますます小さくなっていった。

そこで第13表によって、小作争議の規模の変化を見ると、一九四〇年に一争議当り平均参加地主数一・一人、小作人四・六人であったものが、四四年になると地主一人に対し小作人二・九人と、いずれも小さくなっている。また一争議平均の関係土地面積を同じ年度についてみると、二二・六町から一三・九町に減少している。要するに、太平洋戦争下の小作争議は、概して一人の地主に対し二

～三人の小作人が、(内地では一町ほどの土地に相当する)一〇町前後の土地について争った小規模争議であり、農民の団体的闘争というよりはむしろ個人的性格の強い抵抗であった、といえよう。しかし官憲のきびしい弾圧と監視のもとにあつて、五カ年間に合計二〇〇〇人をこえる農民が地主に対抗して争議を起こしたという事実は、特別の注意に値するものといわねばならぬ。

小作争議の原因

つぎに一九四〇年以後の小作争議の発生原因を検討してみると(第14表参照)、その原因中最大のもは「小作権関係または小作地引上げ」であつて、全体の四五%近くに達している。これについて「風水旱害病虫害その他」が多いが、これら災害にもとづく不作を契機に起こる争議は年とともにその数と比重を減じている。ことに特徴的なのは、「小作料高率」を原因とする争議の激減である。もともと、この種の争議は一九四〇年より四一年にかけていくらか増加し、また「小作料滞納」を原因とするものもかなりな比重をもっていることをみれば、高額小作料がいぜんとして農民生活を圧迫し、争議原因として無視しえない意義をもっていたことは否定できない。

さて、「北海道農地改革史」は、戦時下(一九三七～四四年)における小作争議発生原因の変化について、つぎのように記している、

「小作権関係又は小作地引上によるものの割合が前期に比して増大せるは、戦時中に於て応召により労働力の欠乏が大であつたにもかかわらず、生産力高き土地は小作人同志の争奪の対象となり、或は又戦争末期に及んでは食糧不足により地主が自作を理由に小作地の返還を要求するものが増加せるためである。なお地主の中には小作料統制令による小作料引下の結果、採算上自作を企てて明渡要求をなすもの及び地主の農村疎開による一時帰農を理由に明渡を要求するものもあつた。

これに反し風水害病虫害其他の不作を原因とする小作料減額関係の争議の減少は、昭和十五年春以来北海道庁に於て小作料統制令にもとづき畑作物小作料の金納化、水田小作料の三割五分減額等が行われたため、昭和十五、十六の両年は天候不良により五分作乃至七分作程度で各地に小作料減免争議発生の徴候があらわれたにもかかわらず、いずれも未然に防止せられる場合が多かつたことによるものである。

なお小作料高率を原因とする争議は、かえつて増加しているが、これは戦争経済の発展にともない小作人中耕作を放棄して軍需工業その他の殷賑産業に走り、或は小作面積を縮小し余剰労力をもって賃労働に従事する者の増加と密接に関係するものである。又小作人の小作地買取要求に原因する争議が新に発生せるは、戦時農業生産力昂揚の手段として政府が自作農創設に努力し、小作人側又これを機会として地主に解放を求めたるもの多く、偶々その交渉が決裂して争議化せるものも多く発生せるためである。」(同書上巻三六四～三六五ページ)。

小作人の要求

ではつぎに、これらの小作争議における農民側の要求事項はどのようなものであつたか。第15表は要求事項別に争議件数を示すものであるが、最も多いものは「小作契約の継続」要求によるもので、総件数四七九件中三五・一%をしめている。これについて「一時的な小作料減額」を要求する争議が、全体の二五・六%をしめており、また「小作地の買受けまたは買戻」要求の争議が一六・二%をしめて多い。このほか、「永久的な小作料の減額」や「小作料値上げ反対」など、小作料に関する要求から起こつた争議が主なものである。地主の小作契約解除すなわち小作地引上げの申入れに対し、小作契約を従来通りつづけよと要求する争議が多いのは、前述の「小作権関係又は小作地引

上」を原因とする争議が全体の半ば近い多数を示した事実と対応するものである。これに反し、小作料を一時的に引き下げよと要求する争議が年とともに減少する傾向にあり、とくに四一年において激減しているのは、その前年におこなわれた道庁の小作料統制による小作料減額措置と無関係ではなかろう。それにしても、一時的と永久的とを問わず、小作料減額を要求し、あるいはその値上げに反対する争議が、しだいに減少する傾向にあったとはいえ、なお全体の三五%近くをしめ、小作契約継続を要求する小作争議とほぼ匹敵して多いのは注目される。

また小作人が小作地買受け(開放)を要求する争議は前述のように相当多いが、これは戦争末期に近づくとつれて増加し、とくに一九四四年にはこの年の争議一三二件中五五件を数え最多数となっている。これは地主の土地引上げの動きに対し耕作権を確保するため土地買受けを申し出で、あるいは政府の推進する自作農創設政策を利用して積極的に小作地を買い入れようとはかり、この要求から争議の起こる事件が年々増加したものであろう。

小作争議において採られる小作人と地主の争議手段については、政府、道庁の干渉と農民自身の自戒により一般に緩和され、「暴行脅迫等の非合法手段」に訴えるものは姿を消してしまったという。争議当事者間の交渉だけでは解決しないばあいは町村長その他の有力者または小作官・警察官等が介入して「合法的解決をなさんとする傾向」が顕著になった。この点は小作人側、地主側ともに同様であると前掲書は記しているが、戦局が悪化するにつれてますます狂暴化した官憲の統制と弾圧のもとで、階級的農民組織(注)を壊滅せしめられた小作人にとっては、このような「合法的手段」しか許されなかったのである。

(注)北海道における小作人組合は、一九三七年当時二〇組合、組合員一、〇六八人を数えたが、四一年当時には一六組合、九八八人に減少した。それ以後の小作人組合については統計資料がないので明らかにできないが、活動分子の逮捕、転向、取締り当局の解散勧告その他の事情とあいまって、そのほとんどが壊滅してしまった。地主小作協調組合についても同様である。

これらのあるものはのちに農地委員会に吸収された。また地主組合は一九三七年当時一〇組合、組合員は四、二六〇人であったが、四一年には一一組合、三、五二二人となり、その数はかならずしも激減したようにはみえないが、活動内容や組織実体から見れば昔日の勢力を失い、四一年以後は小作人組合と同様に衰退・消滅の道をたどった。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動
発行 1965年10月30日
編著 法政大学大原社会問題研究所
発行所 労働旬報社
2000年2月22日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
